

▼人事異動（4月1日付け）・退職（3月31日付け）

区分	所属・氏名（前所属）
総務課	課長・野口利昭(企画財政課長)
	総務係長・野口壮一(企画財政課企画振興係長)
	地域・防災係長・松下信一(経済振興課商工観光係長)
	秘書係兼電算係主査・高橋寛敦(総務課管理係兼電算係主査)
企画財政課	課長・竹下紀一(保健衛生課長)
	財政係長・坂本幸喜(上下水道課下水道係参事) 企画振興係長・福本悟(総務課地域・防災係長)
税務課	課長・宮本敬士(経済振興課長)
	徴収係長・芥川昭美(経済振興課農林企画係長) 徴収係参事・上村欣也(福祉課介護保険係参事)
福祉課	課長補佐兼社会福祉係長・高浜洋一(福祉課老人ホーム園長)
	主幹兼老人ホーム園長・星田武光(税務課徴収係長)
	老人ホーム事務長・成松秀人(社会教育課社会教育係長)
	高木保育園長・長野英子(高木保育園保育士) 老人ホーム調理員・吉田真美(御船中学校用務員兼給食員)
保健衛生課	課長・松岡博(福祉課長補佐兼社会福祉係長)
経済振興課	課長・藤岡正視(上下水道課長)
	主幹兼商工観光係長・古閑弘実(総務課総務係長) 農林企画係長・作田豊明(建設課維持管理係参事)
建設課	維持管理係主事・緒方弘和(社会教育課社会体育係主事)
上下水道課	課長・浦田武美(議世事務局長) 下水道係技師・木山丈也(建設課土木係技師)
会計課	会計係主事・徳永伸一郎(総務課秘書係主事)
学校教育課	御船小学校給食員・岩上美和(小坂小学校給食員)
	七滝中央小学校用務員兼給食員・中川雅美(福祉課老人ホーム調理員) 小坂小学校給食員・西野みゆき(御船小学校給食員)
社会教育課	社会教育係長・江藤よしみ(社会教育課社会教育係参事)
	社会体育係主査・眞淵信也(福祉課社会福祉係主査)
議世事務局	局長・宮崎靖(企画財政課財政係長)
新規採用	福祉課社会福祉係主事・嶋崎美輪
	建設課土木係技師・引田敬 社会教育課社会教育係文化財専門員・橋口剛士
退職者	総務課長兼税務課長・山下敏視
	七滝中央小学校用務員兼給食員・石原里子
	福祉課老人ホーム事務長・福田茂
	高木保育園長・福田由美子 会計課会計係主事・松本文化

総務

人事異動と新規採用職員

問い合わせ先 総務課総務係

▼新規採用職員



しまさき みわ  
嶋崎美輪  
社会福祉係主事



ひき た たかし  
引田敬  
土木係技師



はしぐち つよし  
橋口剛士  
社会教育係文化財専門員

4月1日に変更された内容

▶バス運行が廃止されたバス停

対象の地区	廃止となるバス停
田代西部地区	田代西（旧田代西部小学校入口）、大谷峠、中野、座女木
田代東部地区	九十九折、水源

▶バス運行時刻見直し

	運行時刻(旧)	運行時刻(新)
三間伏発 御船行き	午前6時50分	午前7時00分
	午後0時	午後1時
御船町役場発 田代行き	午前11時	午後0時
	午後3時30分	午後3時40分
	午後6時00分	午後5時50分

▶新たな地域へのバス乗入れによるバス運行時刻変更

5月の連休後、新たに「浅の藪」「五ヶ瀬」「有水」地域への運行（毎週木曜日）計画により、バスの運行時刻が見直されます。

詳しくは、事前に関係する地域や利用者へ周知していきます。

4月1日に、(株)麻生交通が運行するコミュニティバス「御船・田代線」の運行（廃止）と運行時刻の一部見直しが行われました。バスの運行は、利用者で負担されるバス料金と、町からの補助金で維持されています。今回のバス運行地区の一部廃止は、これまでバス利用者が極めて少ない地域を対象に見直しが行われました。

このほか、田代・上野地区から通学する中学生を対象としたスクールバスを廃止し、コミュニティバスへの混乗が開始されました。このことで、バス運行時刻が一部変更されました。今回の見直しにより地域の皆さまには、ご迷惑をおかけしてはいますが、より効率的なバス運行を目指していきますので、ご理解とご協力をお願いします。

企画

コミュニティバスの運行が一部変わりました

問い合わせ先 企画財政課企画振興係

水道

世帯別でみた上下水道料金

問い合わせ先 役場上下水道課

先月の広報でもお伝えしましたが、6月請求分の上水道と下水道料金から、超過料金が変わります。今回は、3人と5人世帯の場合で、上水道と下水道をそれぞれ使用した際に、月にどのくらいの負担となるのかを、1人当たり7㎡使用のモデルケースで計算してお知らせします。

▼口座振替をご利用ください  
上下水道料の支払いは、口座振替が便利です。通帳の印かんと通帳を持参のうえ、町内の金融機関、または役場上下水道課窓口で手続きができます。振替日は、毎月27日（休日の場合、翌営業日）。また、引き落としが不能の場合、翌月に納付書での支払いとなります。

上水道と下水道の料金の改定を3人と5人世帯で計算すると月の負担増は次のとおりです。

▶3人世帯の場合

区分	使用水量	現行料金	改定料金	月差額
上水道	21㎡	3,100円	3,360円	260円
下水道	21㎡	3,000円	3,260円	260円

▶5人世帯の場合

区分	使用水量	現行料金	改定料金	月差額
上水道	35㎡	5,200円	5,740円	540円
下水道	35㎡	5,100円	5,640円	540円

※すべて、1人当たり7㎡での計算です。